

## 静岡県 の 給 与 ・ 定 員 管 理 等 に つ い て

## 1 総括

## (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 24年度の 人件費率
25年度	人 3,803,481	千円 1,132,899,465	千円 12,376,574	千円 361,955,034	% 31.9	% 33.9

## (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 37,465	千円 164,710,895	千円 34,086,476	千円 61,919,494	千円 260,716,865	千円 6,959	千円 6,875

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

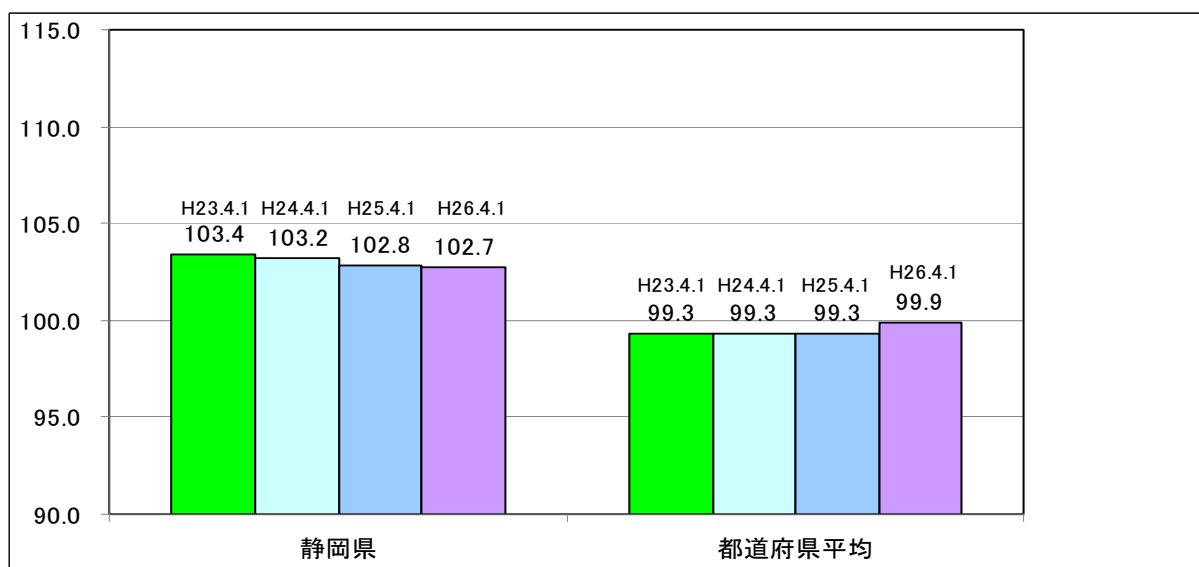
2 職員数は、平成 25 年 4 月 1 日現在の人数である（臨時講師を除く。）。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
25年度	人 39,779	千円 164,710,895	千円 34,086,476	千円 61,919,494	千円 260,716,865	千円 6,554

(注) この表は、(2)の給与費計には臨時講師分が含まれており、職員数には臨時講師分は含まれていないため、平成 25 年 4 月 1 日現在の臨時講師の人数 2,314 人を含んで算出したものである。

## (3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数。

2 平成 24 年及び平成 25 年は、国家公務員の時限的な（2 年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成 26 年 4 月 1 日のラスパイレス指数が、① 3 年前に比べ 1 ポイント以上上昇している場合、② 3 年連続で上昇している場合、③ 100 を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

（主な理由）本県では、人事委員会勧告に基づき、職員の給与水準を民間の給与水準と均衡させるため、給料表の給料月額に一定率を乗じて水準調整しているため。

（改善の見込み）平成 22 年 4 月から組織や職位を見直し、これに合わせて、給与についても「職務給の原則」を徹底すべく、職務の級の適用を新たな職に応じて定め直したところであり、今後、厳格な昇任管理等による適正な昇格運用に努めることにより、給与水準の適正化が図られるものと考えている。

#### (4) 給与改定の状況

##### ① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
26年度	円 386,410	円 383,630	円 2,780 (0.72%)	% 0.72%	% 0.3	% 0.27

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の 4 月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

##### ② 特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
26年度	月 4.10	月 3.95	月 0.15	月 0.15	月 4.10	月 4.10

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

#### (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均 2 % の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

##### ① 給料表の見直し

[ 実施 未実施 ]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

【給料表の改定実施時期】 平成 27 年 4 月 1 日

【内容】一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均 2 % 引下げ。若年層については引下げなし。高齢層については最大 4 % 程度引下げ。激変緩和のため、3 年間（平成 30 年 3 月 31 日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）※普通会計ベースにより算出

【制度完成時の支給割合】

国基準 3.77% に対し、静岡県においては 3.70% を支給。

【見直しの実施時期】

平成 27 年 4 月 1 日より実施。段階的に支給割合を引上げることとし、平成 27 年度は 3.40%。

（平成 30 年 4 月（制度完成時）までの支給割合は、今後、人事委員会から示される予定）

【参考】

	平成 26 年度 の支給割合	見直し後の支給 割合（H30.4.1）	平成 27 年度 の支給割合
国基準による支給割合	3.43%	3.77%	3.55%
静岡県の支給割合	3.00% ※	3.70%	3.40%

※平成 26 年 4 月 1 日現在の支給割合。平成 26 年 10 月の人事委員会勧告に基づき、3.40% に改定済み。

③その他の見直し内容

人事委員会勧告に基づき、扶養手当について、子育て支援・世代間の給与配分の見直しの観点から支給額を改定。管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当については、国と同様に見直しを実施。

（平成 27 年 4 月 1 日実施）

(6) 特記事項

**2 職員の平均給与月額、初任給等の状況**

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成 26 年 4 月 1 日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
静岡県	42.6歳	340,024円	437,474円	374,184円
国	43.5歳	335,000円	—	408,472円
都道府県平均	43.4歳	335,401円	421,368円	375,393円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
静岡県	53.4歳	234人	335,885円	382,205円	357,779円	—	—	—	—
うち用務員	54.3歳	121人	322,230円	351,752円	341,675円	用務員	48.8歳	222,617円	1.53
うち運転手	55.0歳	31人	358,062円	434,754円	385,200円	自家用兼用自動車運転手	54.1歳	503,002円	0.86
うち守衛	—	—	—	—	—	守衛	55.4歳	414,218円	—
うちその他技能労務職	51.6歳	82人	347,651円	407,275円	371,037円	—	—	—	—
国	50.1歳	3,119人	287,992円	—	326,611円	—	—	—	—
都道府県平均	51.2歳	282人	331,881円	387,064円	364,062円	—	—	—	—

※民間データは、静岡県人事委員会が行った「平成26年職種別民間給与実態調査」において公表されているデータを使用している。

※職種別民間給与実態調査における調査対象従業員は、常時勤務する従業員のうち、期間を定めず雇用されている者とし、臨時の者を除いている。

【参考】

区 分	民 間			参 考 A/C	参 考		
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (C)		年収ベース（試算値）の比較		
				公務員 (D)	民間 (E)	D/E	
静岡県	—	—	—	—	—	—	—
うち用務員	用務員	54.3歳	199,300円	1.76	5,498,015円	2,747,000円	2.00
うち運転手	自家用兼用自動車運転手	60.9歳	226,800円	1.92	6,708,348円	3,184,300円	2.11
うち守衛	守衛	56.1歳	274,800円	—	—	3,827,900円	—
うちその他技能労務職	—	—	—	—	6,442,119円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成23年～25年の3ヶ年平均）

※賃金構造基本統計調査における労働者とは、労働基準法第9条にいう労働者をいい、臨時労働者（常用労働者に該当しない日々又は1か月以内の期間を定めて雇われる労働者のうち、4月又は5月に雇われた日数がいずれかの月において17日以下の労働者）が含まれている。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（D）」及び「民間（E）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③高等（特別支援・専修・各種）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
静岡県	44.2歳	391,612円	447,977円
都道府県平均	44.8歳	383,450円	443,343円

④小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
静岡県	43.8歳	380,820円	426,553円
都道府県平均	43.5歳	368,928円	422,542円

⑤ 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
静岡県	38.3歳	325,965円	440,874円	357,541円
国	41.3歳	316,666円	—	367,707円
都道府県平均	38.8歳	321,974円	463,360円	366,254円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成 26 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分		静 岡 県	国
一般行政職	大学卒	180,158円	172,200円
	高校卒	145,598円	140,100円
技能労務職	高校卒	142,978円	—
	中学卒	130,181円	—
高等学校教育職	大学卒	201,217円	—
	高校卒	156,077円	—
小・中学校教育職	大学卒	201,217円	—
	高校卒	156,077円	—
警察職	大学卒	208,875円	200,000円
	高校卒	173,307円	161,500円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分		経験年数 10年	経験年数 20年	経験年数 25年	経験年数 30年
一般行政職	大学卒	279,467円	366,012円	394,722円	427,119円
	高校卒	233,876円	330,181円	364,393円	396,616円
技能労務職	高校卒	—	—	—	376,425円
	中学卒	—	—	332,810円	359,763円
高等学校教育職	大学卒	325,514円	419,534円	435,390円	446,014円
	高校卒	—	318,037円	351,710円	394,011円
小・中学校教育職	大学卒	321,134円	410,300円	425,463円	435,608円
	高校卒	—	—	—	—
警察職	大学卒	285,545円	392,718円	424,703円	426,623円
	高校卒	253,324円	364,103円	398,241円	419,290円

(注) 上記集計のうち、下記に示す区分については、該当者が 3 人以下のため、前後 1 年の実績を加算・平均して算出している。

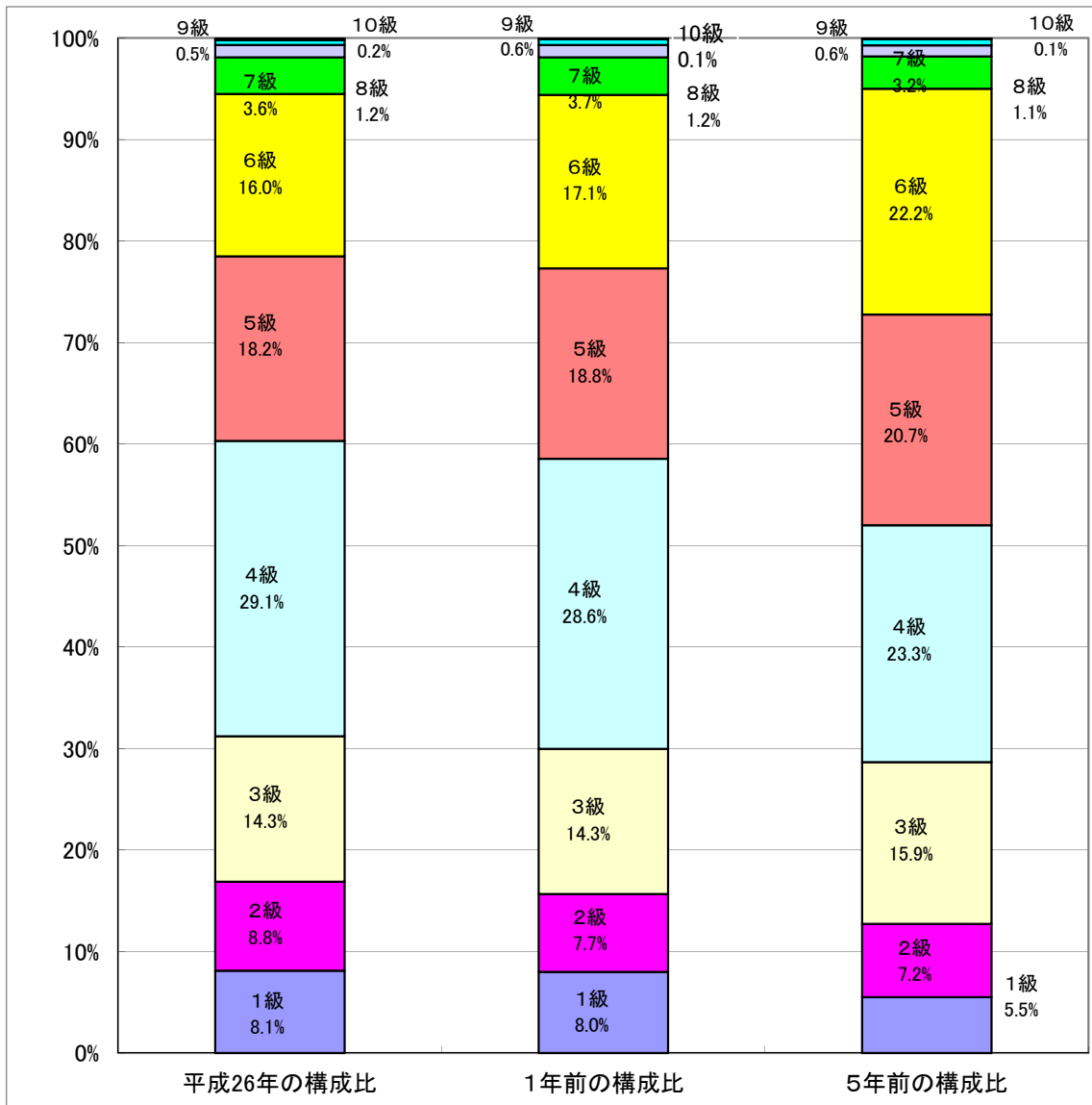
- ・技能労務職・高校卒の経験年数 30 年
- ・高校教育職・高校卒の経験年数 30 年
- ・技能労務職・中学卒の経験年数 25 年
- ・高校教育職・高校卒の経験年数 25 年
- ・高校教育職・高校卒の経験年数 20 年

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
10級	特に困難な業務を処理する本庁の部長	10人	0.2%	529,500円	570,100円
9級	本庁の部長	33人	0.5%	464,600円	537,700円
8級	本庁の局長	80人	1.2%	413,000円	478,200円
7級	本庁の課長	233人	3.6%	366,200円	456,200円
6級	本庁の参事 本庁の課長代理	1,034人	16.0%	320,600円	427,800円
5級	本庁の班長、主幹	1,176人	18.2%	289,200円	405,800円
4級	本庁の副班長、主査	1,882人	29.1%	261,900円	393,300円
3級	本庁の主任	925人	14.3%	222,900円	354,700円
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事、技師	570人	8.8%	185,800円	307,800円
1級	定型的な業務を行う主事、技師	522人	8.1%	135,600円	243,700円

- (注) 1 職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



## (2) 昇給への勤務成績の反映状況

知事部局等職員の昇給を平成26年1月1日付けで次のとおり実施した。

### ア 特定職員

区分	上位	標準	下位
昇給号給数	4号給以上	3号給	2号給以下
人員分布率	39.8%	60.0%	0.2%

### イ 一般職員（特定職員以外の職員）

区分	上位	標準	下位
昇給号給数	5号給以上	4号給	2号給以下
人員分布率	19.3%	75.7%	5.0%

※特定職員とは、行政職給料表の6級以上の職員（に相当する職員を含む。）で、かつ管理職手当の支給対象となる職員をいう。

※昇給号給数は、55歳超の昇給抑制者以外の場合の号給数

※下位区分については、勤務した期間が短いことにより適用された者を含む。

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

静岡県	国
1人当たり平均支給額（25年度） 1,519千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 20～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

### 【参考】 勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

知事部局においては、特定幹部職員（課長級以上の管理職）及び、特定幹部職員以外の職員をそれぞれ対象とした勤務成績評価を年2回行い、勤勉手当の成績率に反映している。

平成26年6月支給の勤勉手当の実績は次のとおりである。

### ア 特定幹部職員

区分	上位	標準	下位
成績率	109.5/100～97/100	84.5/100	84.5/100未満
人員分布率	37.0%	63.0%	0%

(注) 人員分布率は再任用職員を除いた割合である。

### イ 特定幹部職員以外の職員

区分	上位	標準	下位
成績率	77.5/100～72/100	66.5/100	64.5/100未満
人員分布率	45.8%	54.0%	0.2%

(注) 人員分布率は再任用職員を除いた割合である。



(2) 退職手当（平成26年4月1日現在）

静岡県			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.7月分	52.44月分	勤続35年	43.7月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		
（退職時特別昇給 無）					
1人当たり平均支給額 5,749千円			24,858千円		

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 平成25年3月20日以降、退職手当の算定に用いる調整率について、下記のとおり段階的な引き下げを行う

平成25年3月20日から平成25年9月30日まで 98/100

平成25年10月1日から平成26年6月30日まで 92/100

平成26年7月1日から 87/100

(3) 地域手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）			5,363,609千円
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）			132,500円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
静岡市	3%	9,819人	6%
静岡市(旧由比町)	3%	50人	0%
浜松市	3%	6,910人	3%
沼津市	3%	2,328人	6%
熱海市	3%	374人	0%
三島市	3%	841人	3%
富士宮市	3%	1,002人	3%
富士宮市(旧芝川町)	3%	62人	0%
伊東市	3%	494人	0%
島田市	3%	945人	0%
富士市	3%	2,016人	3%
富士市(旧富士川町)	3%	81人	0%
磐田市	3%	1,666人	3%
焼津市	3%	857人	3%
焼津市(旧大井川町)	3%	185人	0%
掛川市	3%	1,134人	3%
藤枝市	3%	1,621人	0%
御殿場市	3%	778人	6%
袋井市	3%	908人	3%
下田市	3%	502人	0%
裾野市	3%	418人	10%
湖西市	3%	548人	0%
伊豆市	3%	296人	0%
御前崎市	3%	248人	0%
菊川市	3%	461人	0%
伊豆の国市	3%	587人	0%

牧之原市	3%	477人	0%
東伊豆町	3%	122人	0%
河津町	3%	60人	0%
南伊豆町	3%	63人	0%
松崎町	3%	107人	0%
西伊豆町	3%	68人	0%
函南町	3%	256人	0%
清水町	3%	228人	0%
長泉町	3%	216人	0%
小山町	3%	175人	0%
吉田町	3%	147人	0%
川根本町	3%	99人	0%
森町	3%	204人	0%
埼玉県さいたま市	12%	3人	12%
東京都特別区	18%	39人	18%
東京都立川市	12%	1人	12%
東京都府中市	12%	2人	12%
東京都小平市	12%	3人	12%
神奈川県横浜市	12%	1人	12%
神奈川県川崎市	12%	3人	12%
愛知県名古屋市	12%	1人	12%
大阪府大阪市	15%	3人	15%
山梨県甲府市	6%	1人	6%
福岡県福岡市	10%	1人	10%
医療職給料表(1) の適用を受ける 職員	15%	32人	15%
平均支給率	3.00%	—	3.43%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			101.2 (102.7)

(注) 1 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

2 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当（平成 26 年 4 月 1 日現在）

支給実績（25年度決算）			2,081,590千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）			84,500円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）			44.7%		
手当の種類（手当数）			38		
手当名	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価	支給職員数 (実人数)	支給 実績
税務手当	本庁又は財務事務所 に勤務する職員	県税の賦課又は徴 収に関する業務	本庁勤務職員は日額 650円 財務事務所勤務職員は 月額6,500円～13,600 円	470人	68,048千円
		県税に関する滞納 処分又は犯則事件 の取締りの業務	日額 310 円	118 人	583 千円
航空手当	回転翼航空機に搭 乗し、右の業務に従 事した職員	捜索救難の業務	1時間につき1,900円 （低空飛行海上捜索、 ホバリングつり上げ救 助等30%加算） （飛行中降下430円又 は870円加算）		
		災害発生状況等の 調査の業務			
		上記の業務に係る 教育訓練の業務			
社会福祉業 務手当	健康福祉センター その他人事委員会 規則で定める機関 に勤務する職員	社会福祉に関する 指導、保護等の業務	人事委員会規則で定め る職員は月額4,100円 ～9,400円 その他の職員は日額 310円	149人	15,253千 円
臨床等業務 手当	本庁、保健所、発達 障害者支援センタ ー又は精神保健福 祉センターに勤務 する医師、歯科医師 、診療放射線技師又 は診療エックス線 技師である職員	診療、検診又は保健 指導の業務	日額310円～2,190円	17人	6,947千円

防疫等作業 手当	右の業務に従事した職員	感染症の患者若しくは感染症の疑いのある患者の予防救治又は感染症の病原体に汚染された物件若しくは汚染された疑いのある物件の処理業務	日額360円	32人	55千円
	家畜保健衛生所に勤務する職員のうち給料の調整額が支給されている職員以外の職員で右の業務に従事した職員	家畜の伝染病が発生し、又は発生するおそれのある場合において、伝染病菌を有し、又は有する疑いのある家畜に対する防疫業務	日額310円～720円	3人	27千円
放射線作業 手当	右の業務に従事した職員	エックス線の照射及び撮影、有害放射線の照射及び測定又は放射性同位元素を使用する業務	日額360円	8人	25千円
有害薬品等 取扱手当	人事委員会規則で定める機関に勤務する職員	身体に有害なガスの発生を伴う業務、特に危険性を有する薬品等を取り扱う業務又は病理細菌を取り扱う業務	日額310円	140人	3,070千円
		麻薬取締員として行う麻薬に関する取締り等の業務	日額1,500円		
精神保健業 務手当	本庁、保健所又は精神保健福祉センターに勤務する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第1項若しくは第2項の規定に基づく診察若しくは調査、同条第3項の規定に基づく診察の立会い、同法第29条第1項の規定に基づき精神障害者を入院させるための護送又は同法第47条第1項の規定に基づく精神障害者からの相談又は精神障害者の指導の業務	日額450円	66人	1,044千円

動物管理等 作業手当	右の業務に従事した職員	狂犬病予防法第5条第1項若しくは第6条第1項若しくは第2項に規定する作業、抑留犬の管理に関する作業、捕獲犬若しくは処分犬の輸送の作業又は動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項に規定する犬の引取りに関する業務	日額450円	29人	249千円
		鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項に規定する鳥獣の捕獲等に関する作業で人事委員会規則で定める業務			
	動物管理指導センターに勤務する職員	動物の収容、管理又は処分に関する業務			
廃棄物処理施設等立入検査業務手当	本庁又は健康福祉センターに勤務する職員	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条第1項又は静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第31条第1項に規定する立入検査の業務（市町村等公共団体の管理するごみ処理施設への立入検査を除く。）	日額360円	41人	512千円
職業訓練等 手当	職業能力開発施設に勤務し、実習を伴う職業訓練の科目を担当する職員	職業訓練の業務	1月につき給料月額に7/100を乗じて得た額 ※平成27年3月31日までの間は、給料月額に8.5/100を乗じて得た額	88人	23,740千円
	農林大学校又は漁業高等学園に勤務し、農業又は漁業に関する実習教育を担当する職員	実習教育の業務			
	人事委員会規則で定める機関に勤務する職員	講師の業務	1時間につき200円（上限1月につき18,000円）	85人	2,037千円

家畜交配作業手当	畜産技術研究所に勤務する職員	種雄牛豚の自然交配若しくは精液の採取又はこれらの作業の準備のために種雄牛豚を御する業務	日額310円	3人	144千円
		人工授精又は受精卵移植をするために放牧してある牛を取り押さえる業務			
危険現場作業手当	右の業務に従事した職員	潜水器具を着用して行う潜水の業務	1時間につき540円～1,500円	4人	303千円
		圧搾空気内で行う監督、測量等の業務	1時間につき420円		
		地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う監督、測量等の業務	日額310円又は360円	9人	14千円
		管渠内、掘削中のトンネルの坑内又は掘削中のたて坑で人事委員会規則で定めるものの坑内で行う監督、測量等の業務（圧搾空気内で行う監督、測量等の業務は除く。）	日額450円		
		火薬類又は高圧ガスの製造施設の災害調査の業務	日額750円		
		車両の通行を遮断することなく道路上で行う道路工事に係る監督、検査、調査又は測量の業務	日額310円	15人	46千円
応急防災等作業手当	右の業務に従事した職員	人事委員会規則で定める作業環境を劣悪にする異常な気象状態の下で、道路交通の安全の確保のために行う道路の巡視その他人事委員会規則で定める業務	日額710円又は6,600円		

応急防災等 作業手当	右の業務に従事した職員	市町村長が災害対策本部を設置した場合において、当該市町村の地域で重大な災害が発生した危険な箇所又は発生するおそれの著しい危険な箇所で、人事委員会規則で定める期間内に災害状況の調査、巡回監視又は応急的な工事の監督、測量等の業務	日額710円又は6,600円		
用地交渉等 手当	人事委員会規則で定める機関に勤務する職員	現地において公共の用に供する土地の取得若しくは取得に伴う物件の移転の交渉又は公共事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉の業務	日額1,000円又は1,500円	150人	2,094千円
夜間定時制 課程勤務手 当	高等学校における夜間の定時制課程の勤務を本務とする職員	教育委員会が別に定める時間以上当該定時制課程に係る業務に従事したとき	日額230円	1人	41千円
多学年学級 担当手当	小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する教育職員（給料の調整額表の適用を受ける職員及び管理職手当の支給の適用を受ける職員は除く。）	教育委員会が別に定める時間数以上の当該学級における授業又は指導の業務	日額290円又は350円	50人	2,797千円
兼務手当	昼間授業又はその補助を本務とする教育職員若しくは夜間授業又はその補助を本務とする教育職員	昼夜の異なる課程の授業の業務又はその補助業務	1時間につき2,000円	21人	3,708千円

	本務として勤務する学校において教育委員会が別に定める授業時間数以上の授業を担当する教育職員	他の学校における授業の業務			
特殊業務手当	小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員のうち、高等学校等教育職給料表又は中学校小学校教育職給料表の特2級、2級又は1級である教育職員	学校管理下において行う非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務	1時間につき2,000円 日額6,400円 (4時間以上7時間45分未満3,200円) ※被害が特に甚大な場合は日額12,800円 (4時間以上7時間45分未満6,400円)		
		学校管理下において行う児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務	日額6,000円 (4時間以上7時間45分未満3,000円)	1人	13千円
		学校管理下において行う児童又は生徒に対する緊急の補導業務	日額6,000円 (4時間以上7時間45分未満3,000円、2時間以上4時間未満1,500円)	48人	74千円
		修学旅行、林間・臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は週休日若しくはこれに相当する日に行うもの	日額3,400円 (4時間以上7時間45分未満1,700円)	11,946人	110,769千円
		週休日等におこなう人事委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務	日額3,400円 (4時間以上7時間45分未満2,400円)	7,198人	107,375千円
		週休日等におこなう学校管理下において行われる児童又は生徒に対する部活動指導業務	日額3,200円 (4時間程度以上7時間45分未満2,400円)	9,111人	872,876千円
		入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務	日額900円 (4時間以上7時間45分未満450円)		



教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭のうち規則で定める主任等である教育職員	教務主任、学年主任、生徒指導主事等の業務	日額200円	6,239人	281,585千円
警備艇運転整備手当	右の業務に従事した職員	警備艇の運転及び整備作業	日額200円	6人	144千円
看守護送手当	警部補以下の階級にある警察官	留置施設における看守の業務又は被疑者その他拘禁されている者の護送	日額310円	2,767人	19,790千円
死体処理手当	職員（警察官以外の職員にあつては、鑑識作業に従事する者に限る。）	死因鑑定のために行う死体解剖の立会い作業、死体解剖の補助作業又は死体の検視、見分等の作業	1体につき1,600円～3,200円	2,052人	48,422千円
鑑識作業手当	職員（警察官にあつては、警部以下の階級にある警察官に限る。）	指掌紋、手口、写真又は足跡について専門的知識を利用する犯罪鑑識作業	日額310円（犯罪現場において作業する場合560円）	169人	8,338千円
		文書、理化学、法医学又は銃器弾薬類について科学的専門知識を利用する犯罪鑑識作業	日額560円	21人	1,906千円
航空手当	右の業務に従事した職員	回転翼航空機を操縦し、又は航空機に搭乗して犯罪捜査、交通規制、捜索救難等若しくは整備の業務	1時間につき1,900円～5,100円 （低空飛行海上捜索、ホバリングつり上げ救助等30%加算） （飛行中降下430円～870円加算）	78人	10,117千円
	航空整備士	航空機の整備作業	日額1,060円	7人	1,810千円
山岳遭難者救助等手当	山岳遭難救助隊員に指定された職員	山岳遭難者の救助作業、救助訓練又は山岳の巡視作業	日額840円～1,680円	59人	1,081千円
潜水手当	右の業務に従事した職員	潜水器具を着用して行う潜水作業	1時間につき540円～1,500円	27人	348千円

交通事故実況見分手当	警察官	高速自動車国道における交通事故の実況見分又は一般国道1号等の道路における夜間の交通事故の実況見分の作業	1件につき450円	843人	4,168千円
運転免許技能試験手当	運転免許技能試験官	道路上において行う自動車運転免許技能試験の業務	日額240円	17人	200千円
爆発物処理作業等手当	爆発物処理班員に指定された職員	爆発物（爆発物である疑いがある物件を含む）の処理の作業	1件につき5,200円		
	右の業務に従事した職員	特殊危険物質又は特殊危険物質である疑いがある物質の処理作業	日額4,600円		
		特殊危険物質被害危険区域内における作業	日額250円		
		特殊危険物質製造過程の解明等実験で特殊危険物質発生のおそれがあるもの	日額460円		
私服作業等手当	私服員（警部以下の階級にある警察官に限る。）	犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕の業務	日額560円	2,760人	110,783千円
		天皇、皇族等の身辺の護衛の作業	日額640円～1,150円	46人	174千円
		国外における犯罪の捜査に関する情報収集の作業	日額1,100円		
	少年警察補導員	少年の非行防止のための街頭補導、少年相談等の業務	日額240円	30人	303千円
警ら手当	警部以下の階級にある警察官	警ら用自動車に乗務して行う広域的な警ら業務	日額560円	87人	5,112千円
	警部補以下の階級にある警察官	警ら用自動車に乗務して行う警ら業務	日額420円	1,426人	42,041千円
		警ら業務	日額340円	2,238人	85,416千円
交通整理取	警部以下の階級に	交通整理取締用の	日額560円	202人	14,340千円

締手当	ある警察官	自動二輪車又は自動車に乗務して行う広域的な交通整理取締り業務			円
	警部以下の警察官	交通整理取締り業務	日額 340 円	1,006人	6,212千円
	交通巡視員		日額 290 円	82人	1,896千円
夜間特殊業務手当	職員（警察官にあつては、警部以下の階級にある警察官に限る。）	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務	1回につき410円～1,100円	4,202人	196,891千円
呼出手当	職員（警察官にあつては、警部以下の階級にある警察官に限る。）	正規の勤務時間外における呼出命令により、夜間において緊急に行う犯罪の予防若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通取締り、犯罪鑑識又は爆発物の処理の作業	1回につき1,240円	816人	1,691千円
災害応急作業等手当	右の業務に従事した職員	異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、鑑識作業又はこれらに相当する作業	日額660円～20,000円	119人	6,713千円
核物質輸送警備手当	警部以下の階級にある警察官	核物質を輸送する車両を先導し、又はこれに追従して行う核物質の輸送の警備の業務	日額640円		
銃器犯罪捜査手当	警察官	防弾装備を着装し、小型武器を携帯して行う銃器又は銃器と思われるものを使用している犯罪現場における犯人の逮捕等の作業	日額1,640円		
		防弾装備を着装し、小型武器を携帯して行う銃器を所持する犯人の逮捕の作業	日額1,100円		
		防弾装備を着装し、	日額820円～1,100円		

	小型武器を携帯して行う上記の2つの作業に付随して行われる固定配置の作業			
	防弾装備を着装し、小型武器を携帯して行う銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に伴う暴力団事務所等に対する張付け警戒の作業	日額820円		
	防弾装備を着装し、小型武器を携帯して行う暴力団員及び暴力団員と密接な関係を有するものから危害を受けるおそれのある者に対する危害を未然に防止するために行う保護対策の作業のうち、身辺警戒及び固定警戒の作業	日額820円	21人	40千円

(注) 手当別の支給職員数及び支給実績は、支給後の追給、返納分を含まない。

#### (5) 時間外勤務手当

支給実績 (25年度決算)	6,551,919千円
職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)	189千円
支給実績 (24年度決算)	6,391,435千円
職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)	170千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

#### (6) その他の手当(平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500円 ・配偶者がいない場合そのうち	同じ		4,039,491千円	233,800円

	1人 11,000円 ・満16歳に達する年度の初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算				
住居手当	○借家・借間に居住する場合 ・支給対象者 自ら居住するため借り受け月額12,000円を超える家賃・間代を支払っている職員 ・全額支給限度額 13,000円 ・2分の1加算限度額 17,000円 ・最高支給限度額 30,000円 ○単身赴任中の留守宅の場合 ・支給対象者 単身赴任手当を受給している者で配偶者等が居住するため借り受け月額12,000円を超える家賃・間代を支払っている職員 ・借家・借間に居住する場合の2分の1の額	異なる	○借家・借間に居住する場合 ・全額支給限度額 11,000円 ・2分の1加算限度額 16,000円 ・最高支給限度額 27,000円	2,374,973千円	301,900円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担することや自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。 ・1か月当たり最高支給限度額 75,000円 ・交通用具使用者の算出方法 距離に応じた基準額(2,000円～5,800円)＋加算額(3kmを超える1kmにつき175円～570円)	異なる	国は最高支給限度額が55,000円 自動車等使用者の使用距離の額及び区分が異なる	4,744,011千円	131,500円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、管理職手当に関する規則で指定する職を占める職員に対し支給する。 月額：給料表、職務の級、職の区分に応じ定める額	異なる	一部国と異なる区分あり	2,014,341千円	698,700円
休日勤務手当	勤務時間条例に規定する休日において定められた正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員に支給する。 1時間当たりの支給額：勤務1時間当たりの給与額×135/100	同じ		1,092,937千円	151,100円
産業教育手	実習を伴う農業、水産、工業、			147,178千円	215,800円

当	電波又は商船に関する科目を主として担任する教育職員に支給する。 月額：給料月額×5/100（定時制通信教育手当の支給を受ける者については、3/100）				
初任給調整手当	医学、科学技術その他の専門的知識を必要とし、かつ、採用困難あるいは採用に特別の事情があると認められる職員に支給する。 月額：16,900円～410,900円	同じ		59,406千円	2,970,300円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給する。 月額：23,000円＋交通距離の区分に応じた加算額	異なる	交通距離 100km以上 300km未満の区分を細分化、50kmごとに加算額を規定	122,027千円	289,200円
特地勤務手当	生活の著しく不便な地に所在する特地公署に勤務する職員に支給する。 月額：(給料の月額＋扶養手当)×4/100～25/100	同じ		6,665千円	125,800円
へき地手当	山間地、離島その他の地域に所在する小学校等に勤務する職員に支給する。 月額：(給料の月額＋扶養手当)×4/100～25/100			92,003千円	251,400円
定時制通信教育手当	定時制の課程又は通信制の課程をおく高等学校の校長及び教員に支給する。 月額：給料月額×4～6/100（管理職手当を受ける職員は4/100）			90,201千円	226,100円
義務教育等教員特別手当	小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する教育職員に支給する。 月額：2,000円～8,000円			1,654,239千円	64,900円
農林漁業普及指導手当	農林漁業の普及指導等に従事する職員に支給する。 月額：給料月額の6/100 ※平成27年3月31日までは給料月額の7/100			49,007千円	345,100円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給する。 1回当たり：4,200円～7,200円	同じ		874,254千円	202,800円

	円				
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合に支給する。 1回当たり：3,000円～12,000円 (ただし、6時間を超える場合の勤務にあっては、100分の150を乗じて得た額)	異なる	国は、1回当たり6,000円～12,000円	43,546千円	112,800円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時～翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給する。 1時間当たりの支給額：勤務1時間当たりの給与額×25/100	同じ		502,842千円	117,400円
寒冷地手当	寒冷公署に在勤し人事委員会規則で定める地域に居住する職員に支給する。 基準日(10月31日)に11月から翌年3月まで5月分を一括支給する。 支給額：36,800円～89,000円	異なる	国では、11月から翌年3月までの各月の初日に支給している。	-千円	-円

## 5 旅費（平成26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）	2,251,001千円
職員1人当たり平均支給年額	56,399円

（注） 職員1人当たり平均支給年額は、支給実績（25年度決算）から、外部講師等が旅行した場合に支給された旅費額を除き、平成25年4月1日現在の職員数（公営企業職員を除き、常勤の特別職員及び臨時講師を含む。）で除した額である。

### (1) 内国旅行

種 類	支給額及び支給要件	
鉄道賃	運賃	乗車に要する運賃
	急行料金	急行列車を利用する場合の料金 ただし、次に該当する場合に限る。 ・特別急行列車を運行する線路による旅行で片道70km以上である場合 ・新幹線で片道70km未満50km以上の区間で、公務上特に緊急な必要がある場合 ・普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50km以上である場合
	座席指定料金	指定席を利用する場合の料金 ただし、急行列車を運行する線路による旅行で片道100km以上である場合に限る。
航空賃	実費額	
車賃	バス代	実費額
	タクシー代	実費額 ただし、公用車を利用できない旅行で、タクシーを利用して旅行することを承認された場合に限る。
	自家用自動車の公務使用	実走行距離1km当たり18円 ただし、自家用自動車の公務使用を承認された場合に限る。
旅行諸費	一日につき県内200円、県外800円 ただし、勤務公署から4km以内の地域は支給しない。	
宿泊料	一夜につき11,800円 なお、指定された宿泊施設を利用したため規定の宿泊料を支給することが適当でない場合や長期研修の場合等については、実費額を支給	

### (2) 外国旅行

種 類	支給額及び支給要件	
鉄道賃	運賃	乗車に要する運賃
	急行料金 寝台料金	公務上の必要により急行料金又は寝台料金を必要とした場合は、その料金
航空賃	実費額	
車賃	バス代	実費額
	タクシー代	実費額 ただし、タクシーを利用して旅行することを承認された場合に限る。
日 当	旅行地の区分に応じた定額 一日につき3,500円～7,200円	
宿泊料	旅行地の区分に応じた定額 一夜につき10,700円～22,500円 なお、指定された宿泊施設を利用したため規定の宿泊料を支給することが適当でない場合等については、実費額を支給	



## 6 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給料	知 事	1,287,000円		
	副 知 事	1,051,000円		
議員報酬	議 長	1,012,000円		
	副 議 長	894,000円		
	議 員	825,000円		
期末手当	知 事	(26年度支給割合)		
		2.95月分		
	副 知 事	(26年度支給割合)		
		2.95月分		
議 長	(26年度支給割合)			
	2.95月分			
	2.95月分			
退職手当	知 事	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		128.7万円×在職期間×65/100	4,015.4万円	任期毎
	副 知 事	105.1万円×在職期間×40/100	2,017.9万円	任期毎
		備 考		

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、上欄の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 7 職員数の状況

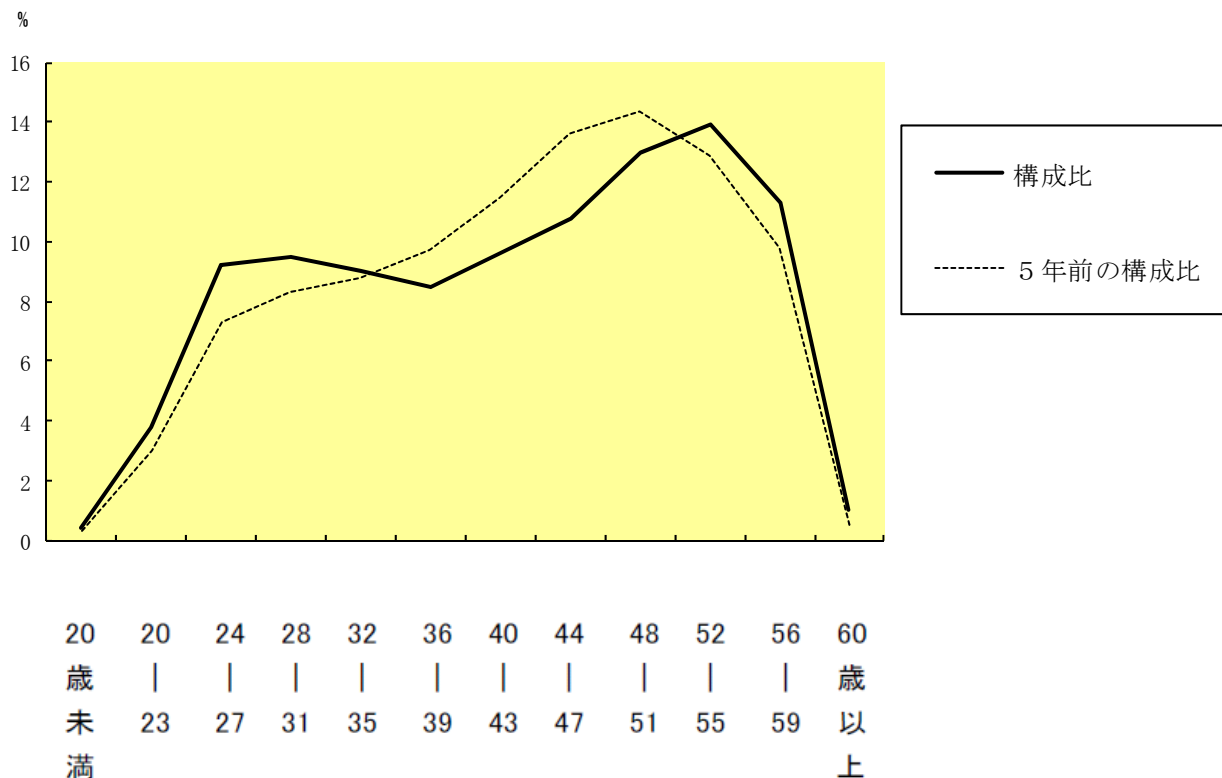
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
		平成25年	平成26年			
普通会計部門	一 般 行 政 部 門	議 会	41	41	±0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財務事務所業務の集約など</li> <li>・東部食肉衛生検査所の廃止など</li> <li>・世界お茶まつりの終了など</li> </ul>
		総務	948	941	▲7	
		税務	490	469	▲21	
		民生	517	508	▲9	
		衛生	702	691	▲11	
		労働	138	138	±0	
		農林水産	1,336	1,326	▲10	
		商工	321	327	+6	
		土木	1,148	1,148	±0	
	計	5,641	5,589	▲52	(参考：人口10万人当たり職員数 150人)	
	教育部門	24,884	24,895	+11	・特別支援学校の学級数の増加に伴う教職員の増員など	
	警察部門	6,941	6,956	+15	・県民の安全・安心を確保するための体制強化	
	小 計	37,466	37,440	▲26	(参考：人口10万人当たり職員数 1,006人)	
公営企業等	会 計 部 門	病 院	925	972	+47	・手術件数の増加による看護師の増員など
		水 道	48	46	▲2	
		下 水 道	19	19	±0	
		その他	115	115	±0	
	小 計	1,107	1,152	+45		
合 計		38,573 [41,069]	38,592 [40,958]	+19 [▲111]	(参考：人口10万人当たり職員数 1,037人)	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
 2 [ ]内は、条例定数の合計である。  
 3 職員数には東日本大震災被災地支援に係る職員20人を含む。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成 26 年 4 月 1 日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	171人	1,457人	3,535人	3,655人	3,480人	3,290人	3,709人	4,154人	5,008人	5,373人	4,364人	396人	38,592人

(注) 職員数には、東日本大震災被災地支援に係る職員 20 人を含む。

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	5,810	5,715	5,688	5,662	5,641	5,589	▲221(▲3.8%)
教育	25,153	25,105	25,047	24,975	24,884	24,895	▲258(▲1.0%)
警察	6,835	6,849	6,861	6,888	6,941	6,956	121(1.8%)
普通会計計	37,798	37,669	37,596	37,525	37,466	37,440	▲358(▲0.9%)
病院	930	928	939	938	925	972	42(▲4.5%)
水道	53	51	51	50	48	46	▲7(▲13.2%)
下水道	20	20	20	19	19	19	▲1(▲5.0%)
その他	128	125	119	116	115	115	▲13(▲10.2%)
公営企業会計計	1,131	1,124	1,129	1,123	1,107	1,152	21(▲18.6%)
総合計	38,929	38,793	38,725	38,648	38,573	38,592	▲337(▲0.9%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 平成 26 年職員数には、東日本大震災被災地支援に係る職員 20 人を含む。

## 8 公営企業職員の状況

### (1) 工業用水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
25年度	4,092,134	220,441	578,450	14.1	13.0

(注) 本事業において資本勘定支弁職員に係る職員給与費は発生していない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 56	千円 242,376	千円 95,423	千円 84,260	千円 422,059	千円 7,537	千円 6,336

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

##### イ 特記事項

#### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成26年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
静岡県	47.3歳	396,347円	630,999円
団体平均	45.4歳	343,373円	528,594円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

工業用水道事業	静岡県（企業局・がんセンター事業を除く）
1人当たり平均支給額（25年度） 1,641千円	1人当たり平均支給額（25年度） 1,519千円
(25年度支給割合) 期末手当 2.6月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.6月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 20～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 20～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成 26 年 4 月 1 日現在）

工業用水道事業			静岡県（企業局・がんセンター事業を除く）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	21.62 月分	27.025 月分	勤続 20 年	21.62 月分	27.025 月分
勤続 25 年	30.82 月分	36.57 月分	勤続 25 年	30.82 月分	36.57 月分
勤続 35 年	43.7 月分	52.44 月分	勤続 35 年	43.7 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		
（退職時特別昇給 無）			（退職時特別昇給 無）		
1人当たり平均支給額 一千円 一千円			1人当たり平均支給額 6,562 千円 25,127 千円		

（注）1 工業用水道事業の 1 人当たり平均支給額は、平成 25 年度の支給者がいないため記載なし。

2 平成 25 年 3 月 20 日以降、退職手当の算定に用いる調整率について、下記のとおり段階的な引き下げを行う。

平成 25 年 3 月 20 日から平成 25 年 9 月 30 日まで 98/100

平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日まで 92/100

平成 26 年 7 月 1 日から 87/100

ウ 地域手当（平成 26 年 4 月 1 日現在）

支給実績（25年度決算）		8,198 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（25年度決算）		136,600 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
静岡市	3%	17 人	3%
浜松市	3%	6 人	3%
三島市	3%	5 人	3%
富士市	3%	6 人	3%
富士市（旧富士川町）	3%	18 人	3%
磐田市	3%	5 人	3%

エ 特殊勤務手当（平成 26 年 4 月 1 日現在）

支給実績（25年度決算）		50 千円			
支給職員 1 人当たり平均支給年額（25年度決算）		4,500 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）		12.5%			
手当の種類（手当数）		5			
手当名	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	支給職員数（実人数）	支給実績
危険現場作業手当	右の業務（管路内作業）に従事した職員	管路内又はトンネル内において、管の接合箇所を検査若しくは管内の監視又はトンネル内の監視の業務	日額 450 円	1 人	1 千円
	右の業務（高所作業）に従事した職員	地上又は水面上 10 メートル以上の足場の不安定な箇所での監督、測量等の業務	日額 310 円～360 円		
	右の業務（道路上作業）に従事した職員	道路上において、車両の通行を遮断することなく行う工事の監督、検査又は測量の業務	日額 310 円	3 人	15 千円

		道路上において、導水管等の弁の操作、点検若しくは修繕の作業又はこれらの作業に伴う交通整理の業務	日額 360 円		
特殊構造物内作業手当	右の業務に従事した職員	浄配水場等において、各槽池等における漏水検査、汚泥堆積状況調査、除じん作業又は排泥作業及び各種機械の点検整備等の業務	日額 310 円	7 人	16 千円
有害薬品取扱手当	右の業務に従事した職員	特に危険性を有する薬品等を取り扱う業務	日額 310 円	1 人	19 千円
用地交渉等手当	事業課、企業局東部事務所又は企業局西部事務所に勤務する職員のうち右の業務に従事した職員	現地において地域振興整備事業に係る土地若しくは公共の用に供する土地の取得若しくは取得に伴う物件の移転の交渉又は公共事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉の業務	日額 1,000 円～1,500 円		
災害状況調査手当	右の業務に従事した職員	市町村長が災害対策本部を設置した場合において、当該市町村の地域で、災害対策本部が設置されている期間中に、重大な災害が発生した危険な箇所又は発生するおそれの著しい危険な箇所において行う災害状況の調査又は巡回監視の業務	日額 710 円		

(注) 手当別の支給職員数、年間支給額は、支給後の追給、返納分を含まない。

#### オ 時間外勤務手当

支給実績 (25年度決算)	44,481千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (25年度決算)	855千円
支給実績 (24年度決算)	45,539千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (24年度決算)	813千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (○年度決算)」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

#### カ その他の手当 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。 ・配偶者 13,000 円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500 円 ・配偶者がいない場合そのうち 1 人 11,000 円 ・満 16 歳に達する年度の初めから満 22 歳の年度末までの子 1 人につき 5,000 円加算	同じ		9,869 千円	266,700 円
住居手当	○借家・借間に居住する場合 ・支給対象者 自ら居住するため借り受け月額 12,000 円を超える家賃・間代を支払っている職員 ・全額支給限度額 13,000 円 ・2 分の 1 加算限度額 17,000 円 ・最高支給限度額 30,000 円 ○単身赴任中の留守宅の場合 ・支給対象者 単身赴任手当を受給している者で配偶者等が居住するため借り受け月額 12,000 円を超える家賃・間代を支払っている職員 ・借家・借間に居住する場合の 2 分の 1 の額	同じ		3,761 千円	341,900 円
通勤手当	通勤のため交通機関等や自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。 交通機関等利用者の 1 か月当たり最高支給限度額 75,000 円 交通用具使用者の算出方法 距離に応じた基準額 (2,000 円～5,800 円) + 加算額 (3 km を超える 1 km につき 175 円～570 円)	同じ		13,495 千円	236,800 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、管理職手当規則で指定する職を占める職員に対し支給する。 月額：給料表、職務の級、職の区分に応じ定める額	同じ		5,298 千円	1,059,600 円

休日勤務手当	勤務時間条例に規定する休日において定められた正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員に支給する。 1時間当たりの支給額：勤務1時間当たりの給与額×135/100	同じ		314 千円	26,200 円
初任給調整手当	医学、科学技術その他の専門的知識を必要とし、かつ、採用困難あるいは採用に特別の事情があると認められる職員に支給する。 月額：16,900 円～410,900 円	同じ		- 千円	- 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給する。 月額：月額 23,000 円＋交通距離の区分に応じた加算額	同じ		- 千円	- 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10 時～翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に支給する。 1時間当たりの支給額：勤務1時間当たりの給与額×25/100	同じ		- 千円	- 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給する。 1回当たり：4,200 円～7,200 円	同じ		- 千円	- 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合に支給する。 1回当たり：3,000 円～12,000 円	同じ		70 千円	14,000 円

## (2) 水道事業

### ① 職員給与費の状況

#### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
25年度	5,299,904	754,075	535,447	10.1	9.7

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 45,596 千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 58	千円 254,255	千円 64,649	千円 101,829	千円 420,733	千円 7,254	千円 6,862

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成 26 年 3 月 31 日現在の人数である。

#### イ 特記事項

### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成 26 年 4 月 1 日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
静岡県	46.5歳	396,654円	620,985円
団体平均	45.0歳	369,422円	571,146円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

### ③ 職員の手当の状況

#### ア 期末手当・勤勉手当

水道事業		静岡県（企業局・がんセンター事業を除く）	
1人当たり平均支給額（25年度） 1,756千円		1人当たり平均支給額（25年度） 1,519千円	
(25年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分		(25年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 20～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 20～25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

#### イ 退職手当（平成 26 年 4 月 1 日現在）

水道事業			静岡県（企業局・がんセンター事業を除く）		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.7月分	52.44月分	勤続35年	43.7月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		
(退職時特別昇給 無)			(退職時特別昇給 無)		
1人当たり平均支給額 一千円 一千円			1人当たり平均支給額 6,562千円 25,127千円		

(注) 1 水道事業の1人当たり平均支給額は、平成25年度の支給者がいないため記載なし。

2 平成25年3月20日以降、退職手当の算定に用いる調整率について、下記のとおり段階



的な引き下げを行う

平成 25 年 3 月 20 日から平成 25 年 9 月 30 日まで 98/100

平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日まで 92/100

平成 26 年 7 月 1 日から 87/100

ウ 地域手当（平成 26 年 4 月 1 日現在）

支給実績（25年度決算）		8,318千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		143,400円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
静岡市	3%	14人	3%
浜松市	3%	10人	3%
三島市	3%	7人	3%
富士市（旧富士川町）	3%	1人	3%
磐田市	3%	20人	3%
吉田町	3%	3人	3%

エ 特殊勤務手当（平成 26 年 4 月 1 日現在）

支給実績（25年度決算）		59千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		3,300円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）		17.2%			
手当の種類（手当数）		5			
手当名	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	支給職員数（実人数）	支給実績
危険現場 作業手当	右の業務（管路内作業）に従事した職員	管路内又はトンネル内において、管の接合箇所を検査若しくは管内の監視又はトンネル内の監視の業務	日額 450 円	1	1 千円
	右の業務（高所作業）に従事した職員	地上又は水面上 10 メートル以上の足場の不安定な箇所での監督、測量等の業務	日額 310 円～360 円		
	右の業務（道路上作業）に従事した職員	道路上において、車両の通行を遮断することなく行う工事の監督、検査又は測量の業務	日額 310 円		
道路上において、導水管等の弁の操作、点検若しくは修繕の作業又はこれらの作業に伴う交通整理の業務		日額 360 円			
特殊構造物内作業 手当	右の業務に従事した職員	浄配水場等において、各槽池等における漏水検査、汚泥堆積状況調査、除じん作業又は排泥作業及び各種機械の点検整備等の業務	日額 310 円	10 人	36 千円

有害薬品取扱手当	右の業務に従事した職員	特に危険性を有する薬品等を取り扱う業務	日額 310 円	3 人	16 千円
用地交渉等手当	事業課、企業局東部事務所又は企業局西部事務所に勤務する職員のうち右の業務に従事した職員	現地において地域振興整備事業に係る土地若しくは公共の用に供する土地の取得若しくは取得に伴う物件の移転の交渉又は公共事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉の業務	日額 1,000 円～1,500 円		
災害状況調査手当	右の業務に従事した職員	市町村長が災害対策本部を設置した場合において、当該市町村の地域で災害対策本部が設置されている期間中に、重大な災害が発生した危険な箇所又は発生するおそれの著しい危険な箇所において行う災害状況の調査又は巡回監視の業務	日額 710 円		

(注) 手当別の支給職員数、年間支給額は、支給後の追給、返納分を含まない。

#### オ 時間外勤務手当

支給実績 (25年度決算)	22,961千円
職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)	442千円
支給実績 (24年度決算)	17,504千円
職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)	381千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

#### カ その他の手当 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。 ・配偶者 13,000 円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500 円 ・配偶者がいない場合そのうち 1 人 11,000 円 ・満 16 歳に達する年度の初めから満 22 歳の年度末までの子 1 人につき 5,000 円加算	同じ		7,476 千円	219,900 円
住居手当	○借家・借間に居住する場合	同じ		3,801 千円	345,500 円

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支給対象者 自ら居住するため借り受け月額 12,000 円を超える家賃・間代を支払っている職員</li> <li>・全額支給限度額 13,000 円</li> <li>・2分の1加算限度額 17,000 円</li> <li>・最高支給限度額 30,000 円</li> <li>○単身赴任中の留守宅の場合</li> <li>・支給対象者 単身赴任手当を受給している者で配偶者等が居住するため借り受け月額12,000円を超える家賃・間代を支払っている職員</li> <li>・借家・借間に居住する場合の2分の1の額</li> </ul>				
通勤手当	<p>通勤のため交通機関等や自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。</p> <p>交通機関等利用者の1か月当たり最高支給限度額 75,000 円</p> <p>交通用具使用者の算出方法 距離に応じた基準額 (2,000 円～5,800 円) + 加算額 (3 km を超える 1 km につき 175 円～570 円)</p>	同じ		15,231 千円	276,900 円
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員のうち、管理職手当規則で指定する職を占める職員に対し支給する。</p> <p>月額：給料表、職務の級、職の区分に応じ定める額</p>	同じ		5,725 千円	954,200 円
休日勤務手当	<p>勤務時間条例に規定する休日において定められた正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員に支給する。</p> <p>1 時間当たりの支給額：勤務 1 時間当たりの給与額×135/100</p>	同じ		318 千円	21,200 円
初任給調整手当	<p>医学、科学技術その他の専門的知識を必要とし、かつ、採用困難あるいは採用に特別の事情があると認められる職員に支給する。</p> <p>月額：16,900 円～410,900 円</p>	同じ		- 千円	- 円
単身赴任	公署を異にする異動等に伴い	同じ		- 千円	- 円

手当	転居し配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給する。 月額：月額 23,000 円＋交通距離の区分に応じた加算額				
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10 時～翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に支給する。 1 時間当たりの支給額：勤務 1 時間当たりの給与額×25/100	同じ		- 千円	- 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給する。 1 回当たり：4,200 円～7,200 円	同じ		- 千円	- 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合に支給する。 1 回当たり：3,000 円～12,000 円	同じ		69 千円	23,000 円

(3) 地域振興整備事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
25年度	344,407	413,826	47,462	0.14	0.7

(注) 本事業において資本勘定支弁職員に係る職員給与費は発生していない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	6	23,676	5,805	9,328	38,809	6,468	6,925

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成 26 年 3 月 31 日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成 26 年 4 月 1 日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
静岡県	44.9歳	387,610円	658,823円
団体平均	46.6歳	378,433円	573,757円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

地域振興整備事業	静岡県（企業局・がんセンター事業を除く）
1人当たり平均支給額（25年度） 1,555千円	1人当たり平均支給額（25年度） 1,519千円
(25年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 20～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 20～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成 26 年 4 月 1 日現在）

地域振興整備事業	静岡県（企業局・がんセンター事業を除く）
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 21.62月分 27.025月分 勤続25年 30.82月分 36.57月分 勤続35年 43.7月分 52.44月分 最高限度額 52.44月分 52.44月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算) (退職時特別昇給 無 ) 1人当たり平均支給額 一千円 一千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 21.62月分 27.025月分 勤続25年 30.82月分 36.57月分 勤続35年 43.7月分 52.44月分 最高限度額 52.44月分 52.44月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算) (退職時特別昇給 無 ) 1人当たり平均支給額 6,562千円 25,127千円

(注) 1 地域振興整備事業の1人当たり平均支給額は平成25年度の支給者がいないため記載な

し。

2 平成 25 年 3 月 20 日以降、退職手当の算定に用いる調整率について、下記のとおり段階的な引き下げを行う

平成 25 年 3 月 20 日から平成 25 年 9 月 30 日まで 98/100

平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日まで 92/100

平成 26 年 7 月 1 日から 87/100

ウ 地域手当（平成 26 年 4 月 1 日現在）

支給実績（25年度決算）		783千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		130,500円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
静岡市	3%	5人	3%

エ 特殊勤務手当（平成 26 年 4 月 1 日現在）

支給実績（25年度決算）		（なし）			
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		—			
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）		—			
手当の種類（手当数）		5			
手当名	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	支給職員数（実人数）	支給実績
危険現場 作業手当	右の業務（管路内作業）に従事した職員	管路内又はトンネル内において、管の接合箇所を検査若しくは管内の監視又はトンネル内の監視の業務	日額 450 円		
	右の業務（高所作業）に従事した職員	地上又は水面上 10 メートル以上の足場の不安定な箇所での監督、測量等の業務	日額 310 円～360 円		
	右の業務（道路上作業）に従事した職員	道路上において、車両の通行を遮断することなく行う工事の監督、検査又は測量の業務	日額 310 円		
		道路上において、導水管等の弁の操作、点検若しくは修繕の作業又はこれらの作業に伴う交通整理の業務	日額 360 円		
特殊構造物内作業 手当	右の業務に従事した職員	浄配水場等において、各槽池等における漏水検査、汚泥堆積状況調査、除じん作業又は排泥作業及び各種機械の点検整備等の業務	日額 310 円		
有害薬品 取扱手当	右の業務に従事した職員	特に危険性を有する薬品等を取り扱う業務	日額 310 円		

用地交渉等手当	事業課、企業局東部事務所又は企業局西部事務所に勤務する職員のうち右の業務に従事した職員	現地において地域振興整備事業に係る土地若しくは公共の用に供する土地の取得若しくは取得に伴う物件の移転の交渉又は公共事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉の業務	日額 1,000 円～1,500 円		
災害状況調査手当	右の業務に従事した職員	市町村長が災害対策本部を設置した場合において、当該市町村の地域で災害対策本部が設置されている期間中に、重大な災害が発生した危険な箇所又は発生するおそれの著しい危険な箇所において行う災害状況の調査又は巡回監視の業務	日額 710 円		

(注) 手当別の支給職員数、年間支給額は、支給後の追給、返納分を含まない。

オ 時間外勤務手当

支給実績 (25年度決算)	1,870千円
職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)	374千円
支給実績 (24年度決算)	950千円
職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)	190千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。 ・配偶者 13,000 円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500 円 ・配偶者がいない場合そのうち 1 人 11,000 円 ・満 16 歳に達する年度の初めから満 22 歳の年度末までの子 1 人につき 5,000 円加算	同じ		744 千円	248,000 円
住居手当	○借家・借間に居住する場合 ・支給対象者	同じ		360 千円	360,000 円

	<p>自ら居住するため借り受け月額 12,000 円を超える家賃・間代を支払っている職員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全額支給限度額 13,000 円</li> <li>・2分の1加算限度額 17,000 円</li> <li>・最高支給限度額 30,000 円</li> </ul> <p>○単身赴任中の留守宅の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支給対象者</li> </ul> <p>単身赴任手当を受給している者で配偶者等が居住するため借り受け月額 12,000 円を超える家賃・間代を支払っている職員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・借家・借間に居住する場合の2分の1の額</li> </ul>				
通勤手当	<p>通勤のため交通機関等や自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。</p> <p>交通機関等利用者の1か月当たり最高支給限度額 75,000 円</p> <p>交通用具使用者の算出方法</p> <p>距離に応じた基準額 (2,000 円～5,800 円) + 加算額 (3 km を超える 1 km につき 175 円～570 円)</p>	同じ		1,172 千円	234,400 円
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員のうち、管理職手当規則で指定する職を占める職員に対し支給する。</p> <p>月額：給料表、職務の級、職の区分に応じ定める額</p>	同じ		751 千円	751,000 円
休日勤務手当	<p>勤務時間条例に規定する休日において定められた正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員に支給する。</p> <p>1 時間当たりの支給額：勤務 1 時間当たりの給与額×135/100</p>	同じ		- 千円	- 円
初任給調整手当	<p>医学、科学技術その他の専門的知識を必要とし、かつ、採用困難あるいは採用に特別の事情があると認められる職員に支給する。</p> <p>月額：16,900 円～410,900 円</p>	同じ		- 千円	- 円



単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給する。 月額：月額 23,000 円＋交通距離の区分に応じた加算額	同じ		- 千円	- 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10 時～翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に支給する。 1 時間当たりの支給額：勤務 1 時間当たりの給与額×25/100	同じ		- 千円	- 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給する。 1 回当たり：4,200 円～7,200 円	同じ		- 千円	- 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合に支給する。 1 回当たり：3,000 円～12,000 円	同じ		8 千円	8,000 円

#### (4) がんセンター事業

##### ① 職員給与費の状況

###### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
25年度	27,326,797	382,537	8,217,194	30.1	31.5

(注) 本事業において資本勘定支弁職員に係る職員給与費は発生していない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	862	3,286,697	2,100,384	1,219,638	6,606,719	7,664	7,164

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成 26 年 3 月 31 日現在の人数である。

###### イ 特記事項

##### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成 26 年 4 月 1 日現在）

###### 医師

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
静岡県	44.5歳	593,737円	1,502,012円
団体平均	44.4歳	549,674円	1,362,706円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

###### 看護師

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
静岡県	33.9歳	305,518円	482,773円
団体平均	38.4歳	294,335円	470,287円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

###### 事務職員

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
静岡県	41.2歳	354,036円	605,378円
団体平均	43.8歳	346,594円	557,877円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

##### ③ 職員の手当の状況

###### ア 期末手当・勤勉手当

がんセンター事業	静岡県（企業局・がんセンター事業を除く）
1人当たり平均支給額（25年度） 1,394千円	1人当たり平均支給額（25年度） 1,519千円
(25年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%

・管理職加算 20～25%	・管理職加算 20～25%
---------------	---------------

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

がんセンター事業			静岡県 (企業局・がんセンター事業を除く)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	21.62 月分	27.025 月分	勤続 20 年	21.62 月分	27.025 月分
勤続 25 年	30.82 月分	36.57 月分	勤続 25 年	30.82 月分	36.57 月分
勤続 35 年	43.7 月分	52.44 月分	勤続 35 年	43.7 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)			定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		
(退職時特別昇給 無 )			(退職時特別昇給 無 )		
1人当たり平均支給額 1,431 千円 2,214 千円			1人当たり平均支給額 6,562 千円 25,127 千円		

ウ 地域手当 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (25年度決算)		194,899 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (25年度決算)		219,000 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
長泉町	3%	774 人	3%
静岡市	3%	4 人	3%
がんセンター医療職給料表 (1) の適用を受ける職員	15%	133 人	15%

エ 特殊勤務手当 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (25年度決算)		275,630 千円			
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (25年度決算)		398,300 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合 (25年度)		52.4%			
手当の種類 (手当数)		4			
手当名	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	支給職員数 (実人数)	支給実績
臨床等業務手当	右の業務に従事した職員 (がんセンター医療職給料表 (3) の適用を受ける職員を除く。)	診療、検診その他保健指導又は患者に接する業務	がんセンター医療職給料表 (1) 及び (2) の適用を受ける職員並びに医療社会事業担当職員、心理判定員は月額 6,600 円 ～ 68,400 円 その他の職員は月額 310 円 医師又は歯科医師が同時に複数手術の管	271 人	117,861 千円

			理指導等に従事したときは、次の額を加算する。 ・麻酔科又は集中治療科に勤務する医師 1月につき 200,000円 ・それ以外の医師又は歯科医師が、マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔業務に従事した回数1回につき 10,000円		
放射線作業手当	右の業務に従事した職員	エックス線の照射及び撮影、有害放射線の照射及び測定又は放射性同位元素を使用する業務	日額 360 円	108 人	4,319 千円
有害薬品等取扱手当	薬剤師、臨床検査技師又は衛生検査技師	身体に有害なガスの発生を伴う業務、特に危険性を有する薬品等を取り扱う業務又は病理細菌を取り扱う業務	日額 310 円	16 人	960 千円
夜間看護等手当	看護師又は准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。)において行われる看護等の業務	1回につき 2,040円～ 6,900円	366人	148,122千円
	がんセンター医療職給料表の適用を受ける職員のうち管理者の定める職員	正規の勤務時間以外の時間において、勤務の時間帯その他に関し管理者が定める特別の事情の下での救急医療等の業務	1回につき 1,280円	10人	140千円

(注) 手当別の支給職員数、年間支給額は、支給後の追給、返納分を含まない。

オ 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	803,377千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	954千円
支給実績（24年度決算）	782,767千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	947千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（25年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）
扶養手当	<p>扶養親族のある職員に支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者 13,000円</li> <li>・配偶者以外の扶養親族 6,500円</li> <li>・配偶者がいない場合そのうち1人 11,000円</li> <li>・満16歳に達する年度の初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算</li> </ul>	同じ		56,948千円	204,100円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○借家・借間に居住する場合</li> <li>・支給対象者 自ら居住するため借り受け月額12,000円を超える家賃・間代を支払っている職員</li> <li>・全額支給限度額 13,000円</li> <li>・2分の1加算限度額 17,000円</li> <li>・最高支給限度額 30,000円</li> <li>○単身赴任中の留守宅の場合</li> <li>・支給対象者 単身赴任手当を受給している者で配偶者等が居住するため借り受け月額12,000円を超える家賃・間代を支払っている職員</li> <li>・借家・借間に居住する場合の2分の1の額</li> </ul>	同じ		72,832千円	308,600円

通勤手当	通勤のため交通機関等や自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。 交通機関等利用者の1か月当たり最高支給限度額 75,000 円 交通用具使用者の算出方法 距離に応じた基準額 (2,000 円～5,800 円) + 加算額 (3 km を超える 1 km につき 175 円～570 円)	同じ		94,051 千円	118,300 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与に関する規程で指定する職を占める職員に対し支給する。 月額：給料表、職務の級、職の区分に応じ定める額	同じ		19,940 千円	1,107,800 円
休日勤務手当	静岡県がんセンター局職員就業規程に規定する休日において定められた正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員に支給する。 1 時間当たりの支給額：勤務 1 時間当たりの給与額×135/100	同じ		68,382 千円	119,500 円
初任給調整手当	医学、科学技術その他の専門的知識を必要とし、かつ、採用困難あるいは採用に特別の事情があると認められる職員に支給する。 月額：16,900 円～410,900 円	同じ		421,717 千円	3,269,100 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給する。 月額：月額 23,000 円 + 交通距離の区分に応じた加算額	同じ		2,232 千円	372,000 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10 時～翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に支給する。 1 時間当たりの支給額：勤務 1 時間当たりの給与額×25/100	同じ		47,954 千円	106,300 円

宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給する。 1 回当たり：2,000 円～20,000 円	異なる	1 回当たり ：4,200 円 ～7,200 円	38,359 千円	148,700 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合に支給する。 1 回当たり：3,000 円～12,000 円	同じ		4,068 千円	290,600 円